

令和7年度いじめ、不登校等に関する SNS 等を活用した 相談体制構築事業募集要領

1 事業の趣旨・目的

子どものコミュニケーション手段として、SNS 等が利用されていることを踏まえ、SNS 等を通じて様々な悩みを発信する子どもが適切な相談窓口にアクセスできる取組が求められている。

そのため、京都府内の公立中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、特別支援学校の生徒を対象に、SNS 等を活用した相談事業を京都市と協働で実施し、その効果や課題を共有しながら、より効率的な事業の実施や検証を行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 令和7年度いじめ、不登校等に関する SNS 等を活用した相談体制構築事業
- (2) 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和7年7月下旬から令和8年3月31日まで
- (4) 委託上限額 10,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※京都府上限額 7,000,000 円、京都市上限額 3,700,000 円とする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 継続して1年以上営業を行っていること。
- (5) 京都府税、京都市税の滞納をしている者でないこと。
- (6) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (7) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府及び京都市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁3号館4階
京都府教育庁指導部学校教育課企画振興係（上田）
電話 075-414-5831 FAX 075-414-5837
メールアドレス gakkyou@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：令和7年6月12日（木）～令和7年7月11日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所及び受付場所
上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限等

- ア 提出期限：令和7年7月11日（金）
※共同事業体での参加を希望する場合は、構成団体ごとにそれぞれ作成の上、提出すること。
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：（1）に同じ。
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）
- エ 提出部数：正本2部、副本（正本のコピーで可）8部

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和7年6月19日（木）午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること
 - ア 件名は「いじめ、不登校等に関する SNS 等を活用した相談体制構築事業に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和7年6月26日（木）
- (5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 企画提案書（様式2）及び提案内容、導入システムの詳細がわかる資料
 - ウ 価格提案書（見積書）
 - ※京都府・京都市の対象人数により案分した内訳金額も併記すること。ただし、京都府及び京都市の委託上限額は2（4）のとおりとする。
 - エ 類似事業の実績一覧（様式3）
 - ※契約書の写し等、取引先や金額等が証明できる書類を添付すること。
 - オ 京都府税、京都市税の滞納がないことの証明
 - ※京都市税の滞納がないことの証明については、京都市内に事業所等が所在する場合のみ提出すること。
 - カ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納税証明
 - ※オ及びカについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可。
 - キ 使用印鑑届
 - ク 共同事業体で参加の場合
 - （ア）共同事業体届出書（様式4）
 - （イ）共同事業体協定書
 - （ウ）委任状
 - ケ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同事業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

(ア) 法人登記簿謄本（１部） ※発行日から３か月以内のもの。コピー可。

(イ) 法人定款

※京都市の競争入札参加資格名簿登載事業者でない場合、京都市入札情報館「令和
７年度特定調達（WTO 等）契約の競争入札参加資格申請について」

〔[https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto07/sanka07wto.
htm](https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto07/sanka07wto.htm)〕を確認の上、申請に必要な書類【１．共通】の箇所に記載の〔２～８〕及
び同【４．物品】の箇所に記載の〔物１〕を提出すること。

コ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

(ア) 団体の規約

(イ) 役員一覧

サ 「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の２点の評価を希望
する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト
等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）

なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めな
い。）

（２）企画提案書の作成方法

仕様書の趣旨を踏まえ、必要事項を記載すること。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記
載しないこと。

（３）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等の書類一式は、本プロポーザル手続における契約の相手
方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場
合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うこ
とがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される
第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負
う。

７ 評価方法等

（１）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施す

る。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府及び京都市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、京都府及び京都市と個別に委託契約を締結

する。

- (2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府との契約締結に当たっては、京都府会計規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。また、京都市との契約締結に当たっては、京都市契約事務規則第 30 条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、人件費相当額の範囲で前金を請求することができる。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、京都府または京都市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が 1 者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。